

(別紙)

答 申
(答申第1号)

1 審査会の結論

荒尾市企業管理者（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定は不当であり、不開示理由を明確にした上で処分を行うべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、令和3年6月15日付けで実施機関に対し、『あらおウォーターサービス株式会社』の財務諸表3表（損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書）を含む「水道事業等包括委託業務に係わる開示請求」を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、第三者への意見聴取に日数を要することを理由に、条例第11条第2項の規定により、令和3年7月29日まで開示決定等の期限を延長した。
- (3) 実施機関は、『あらおウォーターサービス株式会社』の財務諸表3表（損益計算書、貸借対照表及び株主資本等変動計算書）について、貸借対照表は開示することを決定し、損益計算書及び株主資本等変動計算書（以下「対象文書」という。）は条例第7条第3号アに該当するため不開示情報を除いた部分について開示することを決定し、令和3年7月29日付けでそれぞれ開示決定及び部分開示決定を行った。
- (4) 審査請求人は、対象文書に係る部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、その決定を不服として、令和3年9月10日付けで審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文書の全部の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 水道事業包括委託の業務のみを行うことを目的として設立された特別目的会社である『あらおウォーターサービス株式会社』は、荒尾市企業局から委託を受けて一定の契約額及び契約書に基づき業務要求水準書に応じた活動のみを行う事業会社であることから競争原理の中で経営努力によって存続する一般的な事業会社とは位置づけが異なり、一般事業会社と競争関係が起きることはない判断すべきである。

よって、対象文書を開示しても特別目的会社である『あらおウォーターサービス株式会社』の事業活動が害される具体的な蓋然性は認められず、事業活動が損なわれるおそれを不開示理由とする本件処分は妥当でない。

イ 条例と同じような不開示要件を定めるほかの自治体（神奈川県、横浜市及び北九州市）に対しても同様に特別目的会社の財務諸表 3 表の開示請求を行ったところ、荒尾市以外のほかの自治体は全て開示した。

これについて実施機関は、他団体の実績は情報公開の根拠に該当しないと弁明するが、情報公開の根拠に該当しないと主張するのであれば、公平性や根拠性の観点から具体的に客観的な説明が必要であるところ、実施機関はそれを行っていない。

よって、実施機関が不開示とした判断に妥当性を見出すことはできない。

ウ 以上から、本件事案について早急なる開示決定を行うべきである。

4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 対象文書の不開示部分については、『あらおウォーターサービス株式会社』の経理及び内部管理に関する情報であり、開示することにより同社の法人の事業活動が損なわれると判断されるため、条例第 7 条第 3 号アに該当し、不開示とした。
- (2) 特別目的会社は企業間の競争にさらされておらず一般事業会社と異なると審査請求人は主張するが、特別目的会社であっても水道管理業務の委託を受ける事業に関する競争は存在し、市場経済における競争にさらされる環境にないと解することはできない。
- (3) 審査請求人が開示すべき理由として挙げている他団体の実績については、条例上情報公開すべきとする根拠に該当しない。

5 審査会の判断

- (1) 実施機関は、対象文書について『あらおウォーターサービス株式会社』の事業活動が損なわれるとして、荒尾市情報公開条例第 7 条第 3 号アに基づき部分開示（一部不開示）決定を行っている。
- (2) しかし、荒尾市情報公開条例第 7 条第 3 号アに該当するためには、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」蓋然性が客観的に認められることが必要と解されるところ（最高裁第二小法廷平成 23 年 10 月 14 日判決『判例時報』2159号 53 頁）、対象文書の開示と『あらおウォーターサービス株式会社』の事業活動が損なわれることとの因果関係や事業活動への支障の程度・態様については不明である。

また、実施機関は、対象文書の開示が『あらおウォーターサービス株式会

社』の正当な利益を害するおそれがあるか否かを検討するため、荒尾市情報公開条例第13条第1項に基づき同社から意見聴取をしているが、同社の意見からも上記因果関係や事業活動への支障の内容は明らかにならない。

- (3) このように、本件では対象文書を公にすることにより『あらおウォーターサービス株式会社』の「正当な利益を害するおそれ」（荒尾市情報公開条例第7条第3号ア）があるか否かが不明であることから、当審査会は、その部分開示（一部不開示）は不相当であるとする。

6 審査会の審議経過

本審査会の審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年10月29日	行政文書の開示審査諮問書の受理
令和3年11月19日	・実施機関へ審査会の出席依頼 ・審査請求人へ口頭意見陳述等の申立ての案内文送付
令和3年12月15日	審査請求人から提出された意見書受理
令和3年12月17日	審査請求人から提出された意見書の写しを実施機関へ送付
令和3年12月21日	審査請求人から提出された口頭による意見陳述申出書受理
令和4年1月21日	審査（第1回）
令和4年2月21日	・実施機関へ意見書等提出依頼書の送付 ・審査請求人へ口頭による意見陳述の機会の付与に関する通知書送付
令和4年2月24日	実施機関から意見書等提出依頼書に伴う回答書受領
令和4年3月7日	実施機関から提出された資料の写しを審査請求人へ送付
令和4年3月11日	審査（第2回）
令和4年3月28日	書面審議

荒尾市情報公開・個人情報保護審査会

会長 野崎 和義

委員 古城 里美

委員 西依 雅広

委員 井寺 美穂